

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等								
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼		
あ	芦生田	農業振興地域内の農用地区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍		
		1 国道144号線沿		純	3.0	純	8.9					
		2 上記以外の地域		純	2.8	純	8.7					
		上記以外の地域										
		1 奥間										
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり290円以上のものについてはその評価額を290円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.6	—	—	中	6.6	中	6.6		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純	4.2	純	9.1	純	6.2	純	5.7
		2 上記以外の地域										
		(1) 国道144号線沿	30	1.1	中	4.0	中	13	中	8.1	中	8.1
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純	2.9	純	9.1	純	6.2	純	5.7
い	今井	農業振興地域内の農用地区域										
		1 国道144号線沿		純	3.5	純	7.3					
		2 上記以外の地域		純	3.4	純	7.2					
		上記以外の地域										
		1 国道144号線沿	30	1.1	中	4.7	中	9.2	中	6.5	中	5.3
		2 上記以外の地域	30	1.1	純	3.6	純	7.3	純	5.1	純	4.0
お	大笹	農業振興地域内の農用地区域										
		1 国道144号線沿		純	7.1	純	9.5					
		2 上記以外の地域		純	5.6	純	8.5					
		上記以外の地域										
		1 三本松、大原、南木尻										
		(1) ニイガタサンハウス分譲地 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり230円以上のものについてはその評価額を230円とみなして右の倍率を適用する)	40	6.4	—	—	中	6.4	中	6.4		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	大笹	。）		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		(2) 寿産業分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり327円以上のものについてはその評価額を327円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		。）								
		(3) 上記以外の地域								
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり275円以上のものについてはその評価額を275円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.2	—	—	中 7.2	中 7.2		
		。）								
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 6.9	純 9.5	純 9.6	純 9.6		
		2 上記以外の地域								
		(1) 国道144号線沿	30	1.1	中 8.7	中 13	中 11	中 11		
(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.6	純 9.0	純 6.6	純 6.6				
大前	農業振興地域内の農用地区域	1 国道144号線沿			純 6.9	純 15				
		2 上記以外の地域			純 4.1	純 8.1				
		上記以外の地域								
		1 細原								
		(1) 大蔵屋開発分譲地（プリンスランド）								
		イ 7次地区（県道大笹・北軽井沢線より南側の地域）								
山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり701円以上のものについてはその評価額を701円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1				

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 1439番地のうちの次の枝番地 1、106、198～206、 209～216、219～226、 230～235、243、250～ 252、272、276、277、 281、299～301、310、 314、317、336、337、 339、340、342～351、 358、360～371、414、 425 山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり316円以上のもの についてはその評価額を316 円とみなして右の倍率を適用する 。)	40	7.2	—	—	中 7.2	中 7.2		
		(2) 上記以外の地域 イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり286円以上のもの についてはその評価額を286 円とみなして右の倍率を適用する 。)	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 6.5	純 5.1		
		3 鬼の泉水 (1) 東武百貨店分譲地、 軽井沢高原ビレッジ分譲地 山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり681円以上のもの についてはその評価額を681 円とみなして右の倍率を適用する 。)	40	4.0	—	—	中 4.0	中 4.0		
		(2) クレソントウン 山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり285円以上のもの についてはその評価額を285 円とみなして右の倍率を適用する	40	6.2	—	—	中 6.2	中 6.2		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 寿産業分譲地 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり284円以上のものについてはその評価額を284円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.3	—	—	中 7.3	中 7.3		
		(2) 大正観光分譲地 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり185円以上のものについてはその評価額を185円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.9	—	—	中 5.9	中 5.9		
		(3) 上記以外の地域 イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり146円以上のものについてはその評価額を146円とみなして右の倍率を適用する。)	40	4.7	—	—	中 4.7	中 4.7		
		ロ 上記以外の地域	30	1.2	純 8.7	純 13	純 8.1	純 5.1		
	9 柏木塚	(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり196円以上のものについてはその評価額を196円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.9	—	—	中 5.9	中 5.9		
		(2) 上記以外の地域	30	1.2	純 8.7	純 13	純 8.1	純 5.1		
	10 板橋原	(1) 西武不動産の管理している地域 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり281円以上のものについてはその評価額を281円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり300円以上のものについてはその評価額を300円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		(3) 嬭恋の森								
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり352円以上のものについてはその評価額を352円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.6	—	—	中 7.6	中 7.6		
		(4) 上記以外の地域								
		イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり274円以上のものについてはその評価額を274円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 6.5	純 5.1		
		13 当籠								
		(1) 四季リフレス分譲地								
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり281円以上のものについてはその評価額を281円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		(2) 上記以外の地域								
		イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり152円以上のものについてはその評価額を152円とみなして右の倍率を適用する。)	40	3.8	—	—	中 3.8	中 3.8		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり340円以上のものについてはその評価額を340円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 8.1	純 5.1		
		18 広川原								
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり140円以上のものについてはその評価額を140円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.4	—	—	中 5.4	中 5.4		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 8.1	純 5.1		
		19 上記以外の地域								
		(1) 浅間・白根火山ルート(有料道路)沿	30	1.1	中 8.7	中 14	中 10	中 8.1		
		(2) 国道144号線沿	30	1.1	中 7.7	中 13	中 10	中 8.1		
		(3) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.0	純 9.1	純 5.8	純 4.0		
		さ	西窪	農業振興地域内の農用地区域						
1 国道144号線沿						純 3.9	純 7.6			
2 上記以外の地域						純 3.7	純 7.2			
上記以外の地域										
1 国道144号線沿	30			1.1	中 5.2	中 11	中 8.1	中 8.1		
2 上記以外の地域	30			1.1	純 3.9	純 7.4	純 5.7	純 5.2		
た	田代	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿、主要地方道東御・嬭恋線沿、村道田代中央線沿				—	純 9.5			
		2 上記以外の地域				—	純 9.0			
		上記以外の地域								
		1 吾妻山								

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
た	田代	(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり272円以上のものについてはその評価額を272円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		(2) 上記以外の地域								
		イ 主要地方道東御・嬭恋線沿	40	1.1	—	中 14	中 6.4	中 5.8		
		ロ 国道144号線沿、村道田代中央線沿	30	1.1	—	中 14	中 9.6	中 9.6		
		ハ 上記以外の地域	30	1.1	—	純 9.0	純 6.4	純 5.6		
		2 上記以外の地域								
		(1) 主要地方道東御・嬭恋線沿	40	1.1	—	中 14	中 6.4	中 5.8		
		(2) 国道144号線沿、村道田代中央線沿	30	1.1	—	中 14	中 9.6	中 9.6		
		(3) 上記以外の地域	30	1.1	—	純 9.0	純 6.4	純 5.6		
ふ	袋倉	全域	30	1.1	純 3.1	純 9.1	純 5.2	純 4.6		
ほ	干俣	万座温泉	40	1.1	純 5.2	純 9.1	純 5.1	純 5.7		
		上記以外の地域	30	1.1	純 5.0	純 9.0	純 4.8	純 4.8		
み	三原	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿			純 4.7	純 13				
		2 上記以外の地域			純 4.3	純 9.5				
		上記以外の地域								
		1 国道144号線沿	30	1.1	中 6.2	中 17	中 11	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.6	純 11	純 5.1	純 5.1		